

# 福岡県公報

平成18年 8 月 11 日  
第 2 5 6 9 号

## 目 次

### 告 示 (第1524号—第1540号)

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ……………	1
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ……………	2
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) ……………	2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) ……………	2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) ……………	2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) ……………	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) ……………	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) ……………	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) ……………	4
○道路の供用の開始 (道路維持課) ……………	5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) ……………	5
○特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) ……………	5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) ……………	6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) ……………	6

### 公 告

○平成18年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施 (消防防災安全課) ……………	7
○宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開 (建築指導課) ……………	8

### 監 査 委 員

○監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局総務課) ……………	9
○監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第二課) ……………	13

### 雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見 の募集 (職業能力開発課) ……………	17
---	----

### 正 誤

○議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施 行規則の一部を改正する規則 (平成18年福岡県規則第69号) 中正誤 ……………	20
○土地改良区の役員の就任及び退任 (平成18年 7 月福岡県告示第1407 号) 中正誤……………	20

## 告 示

### 福岡県告示第1524号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項の  
規定による届出について、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概  
要を、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から 1 月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福  
岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年 8 月 11 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 西友那珂川店
  - (2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町中原三丁目122番地
- 2 法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

---

**福岡県告示第1525号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年8月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 仲原ファミリープラザ

(2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原字筒口2710番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

---

**福岡県告示第1526号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年8月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 スーパードラッグコスモス篠栗店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬981-1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

---

**福岡県告示第1527号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年7月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ソーシャルサポート相談室

(2) 代表者の氏名

五條堀 順子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区名島4丁目14番35号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡市ならびに近郊に住む、高齢者や障害者、又はその人々の介護や看護、相談などの業務を行う人たちに対して、情報の提供や交換あるいは研鑽の場を提供するとともに、介護やその他必要な援助の提供に関する業務を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

---

**福岡県告示第1528号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人九州医療システム研究機構

(2) 代表者の氏名

杉町 圭蔵

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区天神五丁目7番3号 福岡天神北ビル6階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民が安心して健康に生活できる社会システムを実現するため、医療・福祉・介護における一般市民及び独居高齢者等のための生活安全セキュリティ・医療安全対策・緊急時の情報通信や輸送手段などの総括的なシステムを構築する調査研究を行い、一般市民と医療従事者との医療情報に関する認識の隔たりを埋めるための啓発普及を行うとともに、大学病院をはじめとする医療機関などの協力を得て、医療技術や医療施設の情報公開のための相談会や講演会および研修会の開催に関する事業などを行うことにより、安心できる健やかな社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1529号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年7月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 リプロ

(2) 代表者の氏名

坂本 勉

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県小郡市祇園二丁目7番地の2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者地域生活支援事業及び当事者の就労や生活支援に関する事業を行い、知的障害者の自立と住みよい社会の実現に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第1530号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年8月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市福童字町262番5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

小郡市福童196番地1

株式会社メック 代表取締役 伊藤 泰之

福岡県告示第1531号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年8月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島郡志摩町大字櫻井字シノブ4460番4及び4460番9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市西区野方3丁目11番10号

前田 康孝

**福岡県告示第1532号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年8月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
京都郡菟田町富久町1丁目14-1から14-42まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
北九州市小倉南区徳力5丁目2番8号  
大和ハウス工業株式会社 北九州支店 支店長 西田 宏二

**福岡県告示第1533号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成18年7月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人生活支援館「パートナー」
  - (2) 代表者の氏名  
檜本 勝美
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県北九州市小倉北区下到津四丁目6番4号
  - (4) 定款に記載された目的  
本会は、高齢者や障害者及びその家族の生活支援に関する総合的事業を行うこと

により、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。更に福祉事業に関わる市民を対象に、人材育成を推進し、相談、助言を行い、成熟した福祉社会づくりに寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1534号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成18年7月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人ドリームキャッチ
  - (2) 代表者の氏名  
五味 晃二
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県北九州市八幡西区八千代町4番13号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害者に対して、地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い、障害者が安心して日常生活が送れるように援助することを目的とする。

**福岡県告示第1535号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月11日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成18年7月20日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人長野美し村計画実行委員会

## (2) 代表者の氏名

白石 誠

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区大字長野883番地1

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、ゆたかな自然と歴史的遺産をあわせもつ小倉南区長野を本拠地とし、農業体験、花作り、レクリエーションなどを通して自然とふれあうことによる一般市民の心身の活性化を援助する。また、地産地消を基本に据えた衣食住のあり方を一般市民に提案するために活動する。加えて、公園などにおける花壇作り、草刈り、美化活動を行う。人が自然と関わりをもつなかでの様々な喜びや現実的な問題点を市民に広く知らせる活動を行い、官民が連携協力して自然を保護するための方法をさぐりながら、住みやすいまちづくりや環境保全に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第1536号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年8月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年8月11日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間

北九州	岡 宗 垣 像 線	遠賀郡岡垣町大字海老津1169番2先から 同郡同町大字海老津1155番2先まで
北九州	岡 宗 垣 像 線	遠賀郡岡垣町大字海老津1155番2先から 同郡同町大字海老津1139番3先まで
北九州	岡 宗 垣 像 線	遠賀郡岡垣町大字海老津1155番2先から 同郡同町大字海老津1152番4先まで

## 福岡県告示第1537号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月11日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成18年7月19日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人ひまわりの家

## (2) 代表者の氏名

伊集院 葉子

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市西区姪の浜3丁目11番地30号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、要介護の高齢者に対して介護保険法に基づく居宅サービス事業等を、福岡市西部及び糸島地区の高齢者に対して生きがい対策に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第1538号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年7月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人親と子の共育サポートふくおか

(2) 代表者の氏名

鶴田 明子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区小田部1丁目4番16号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちやその親を中心に広く一般市民に対し、金銭教育活動やAP（より良い親子関係）活動、消費者教育活動等を行い、生涯にわたって誰もが安心して暮らすための金融や消費に関する知識の普及を図るとともに、親子のより良いコミュニケーションを築くための研修会や金銭教育の手法を生かした介護予防のための高齢者向け学習教室等を開催し、青少年の健全育成と福祉及び公益の増進に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1539号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年7月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

（変更前）特定非営利活動法人宗像文化芸術舞台研究所

（変更後）NPO法人コラボむなかた

(2) 代表者の氏名

小島 輝枝

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県宗像市須恵550番地1

(4) 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、学術・文化・舞台芸術に関わる市民・団体に対して、宗像市及びその近郊の文化施設の利用に際しての計画・助言などの協力・援助及び技術提供の事業、並びに施設の管理・運營業務の受託に関する事業を行い、市民主導による舞台芸術文化の活性化を図ることにより、豊かな地域文化造りを目的とする。

（変更後）この法人は、宗像市を中心として、あらゆる文化芸術活動に対してそれを支援し、市民主体の豊かな地域文化づくりを目的とする。

**福岡県告示第1540号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年8月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年7月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ふれあい福祉北九州

(2) 代表者の氏名

永田 秀雄

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区域野一丁目9番23号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、助け合いの精神で、在宅福祉サービス活動を行い、健康で安心して暮らしていくことのできる、生き甲斐のある長寿社会を築くことを目指し、福祉増進に寄与することを目的とする。

## 公 告

### 公告

平成18年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のように実施する。

平成18年8月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 実施する講習

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による消防設備士に対する工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「講習」という。）

2 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日から5年以内の者（ただし、特別の事情がある場合は、5年以上経過しても受講できる。）

3 講習科目等

(1) 工事整備対象設備等の関係法令に関する事項

- ア 工事整備対象設備等に関する規制の概要
- イ おおむね過去5年間における工事整備対象設備等の技術上の基準の改正要点
- ウ おおむね過去5年間における建築基準法令、危険物関係法令等防火に関する関係法令の改正要点
- エ 消防設備士の責務
- オ 特異な火災事例及びその問題点
- カ その他防火に関する事項

(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

- ア 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する技術基準の要点
- イ 工事整備対象設備等の点検要領
- ウ 工事整備対象設備等の奏功事例並びに事故事例及びその問題点
- エ 工事整備対象設備等の維持管理に関する要点

(3) その他

講習終了後効果測定を行うものとする。

4 講習の区分及び対象

- (1) 講習は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる者を対象として実施するものとする。

講習区分	講習対象者（消防設備士の種類及び指定区分）
消火設備講習	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備講習	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第7類の乙種消防設備士
避難設備・消火器講習	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第6類の乙種消防設備士

5 講習期日及び場所

講習期日	講習区分	場 所	
		講習会場	所在地
平成18年10月18日 (水曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	筑豊地区 田川地区消防本部	田川市大字川宮1570
平成18年10月19日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成18年10月25日 (水曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	久留米市 久留米地域職業訓練センター	久留米市東合川5丁目 9-10
平成18年10月26日 (木曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上

平成18年10月27日 (金曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成18年11月6日 (月曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	福岡市 福岡市民防災センター	福岡市早良区百道浜1 丁目3-3
平成18年11月7日 (火曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
平成18年11月8日 (水曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成18年11月9日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成18年11月16日 (木曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成18年11月17日 (金曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成18年11月27日 (月曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	北九州市 北九州市庁舎大集会室	北九州市小倉北区城内 1-1
平成18年11月28日 (火曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
平成18年11月29日 (水曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成18年11月30日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成18年12月1日 (金曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上

講習の時間は、各日とも午前9時25分から午後5時までとする。

なお、受講希望者が会場の収容人員を超えた場合は、受講場所及び期日を変更することがある。

## 6 受講手続

### (1) 受講申請書の交付

受講申請書は、福岡市中央区舞鶴3丁目1番10号セレス赤坂門ビル財団法人福岡県消防設備安全協会又は最寄りの消防本部（署）で平成18年8月14日から交付する。

### (2) 受講手数料

受講手数料7千円は、福岡県領収証紙により納付すること。

### (3) 受付の期間及び場所

持参による場合は、平成18年9月4日（月）から平成18年10月6日（金）までの間、郵送による場合は平成18年10月6日（金）までの消印のあるものに限り、財団法人福岡県消防設備安全協会において受け付ける。

## 7 受講修了の検印

受講修了者に対して、消防法第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を修了した証として、消防設備士免状に福岡県知事の検印を押印する。

## 8 その他

(1) 受講者は、受講日に受講票及び消防設備士免状を持参すること。

(2) 受講手続その他の問い合わせは、財団法人福岡県消防設備安全協会（電話092-722-1265）に対して行うこと。

## 公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

平成18年8月11日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 被聴聞者

免許番号	名称及び氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(1)第14650号	オレンジホーム 高野 渉	大牟田市大字白銀785-2-4

## 2 聴聞期日及び場所

平成18年8月22日 午後1時30分

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁地下1階4号会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問い合わせ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号092-643-3030

郵便による場合のあて先

郵便番号812-8577（福岡県庁）

**監査委員**

**監査公表第6号**

財団法人福岡県公園管理センター等61団体について実施した財政的援助団体等監査結果の報告（平成18年3月28日17監総第1137号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年8月11日

福岡県監査委員	福本義雄
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	後藤元秀

18保福第855号  
18土管第390号  
平成18年6月7日

福岡県監査委員 福本 義雄 殿  
同 進谷 庸助 殿  
同 伊藤 龍峰 殿  
同 富田 徳二 殿

福岡県知事 麻生 渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成18年3月28日付17監総第1137号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容									
社会福祉人 福岡県社会福祉協議会	平成16年度末で生活福祉資金の返還未収が、4,481件、1,418,688千円余と多額であり、件数及び金額とも年々増加している。回収への取り組みの強化が必要である。平成16年度末現在 ・貸付残高 12,293件 5,620,655,347円 ・返還未収額 4,481件 (36.5%) 1,418,688,478円 (25.2%)	従来から実施している償還指導（面談、夜間・休日訪問、滞納予防の電話指導等）に加え、平成16年5月から、生活福祉資金債権管理推進本部を設置し、適正な債権管理と回収に努めております。また、貸付にあたっては、申請内容の調査を強化するとともに、使途確認の徹底を図っております。今後は、電話指導の強化、法的措置の実施に向けての検討等を行い、さらなる償還指導の強化を図り、返還未収額の減少に努めてまいります。									
福岡道路公社	冷水道路における平成16年度末の長期借入金残高及び平成16年度の対前年度減少額は次のとおりであり、料金徴収満了時における長期借入金の償還が危惧される。今後償還が進むよう一層努力されたい。 <table border="1" data-bbox="1749 675 1955 1126"> <thead> <tr> <th></th> <th>対前年度 減少額 平成16 年度</th> <th>料金徴 収満了 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期借入金残高 (平成16年度末現在)</td> <td>5億888万 3,511円</td> <td>平成28 年</td> </tr> <tr> <td>冷水道路</td> <td>113億7,623万 4,324円</td> <td>平成28 年</td> </tr> </tbody> </table> ※対前年度減少額の算出に当たっては、平成15年度末現在の長期借入金残高に、短期		対前年度 減少額 平成16 年度	料金徴 収満了 年	長期借入金残高 (平成16年度末現在)	5億888万 3,511円	平成28 年	冷水道路	113億7,623万 4,324円	平成28 年	引き続き維持管理費用の節約に努めるとともに、抜本的な料金施策等、今後の対策を県と一体となって取りまとめたいと考えております。
	対前年度 減少額 平成16 年度	料金徴 収満了 年									
長期借入金残高 (平成16年度末現在)	5億888万 3,511円	平成28 年									
冷水道路	113億7,623万 4,324円	平成28 年									

福岡北九州高速道路公社	借入金10億86百万円（平成16年度は長期借入金として計上）を加えて長期借入金残高として計算を行った。									
	<p>北九州高速道路における平成16年度末の長期借入金残高及び平成16年度の対前年度減少額は次のとおりであり、第10回の整備（変更）計画に従って、平成16年度から償還計画も見直されているが、今後長期借入金3,062億円余の償還に向けて、さらなる努力をされたい。</p> <table border="1" data-bbox="678 671 913 1126"> <thead> <tr> <th data-bbox="678 1038 801 1126"></th> <th data-bbox="678 884 801 1038">長期借入金残高（平成16年度末現在）</th> <th data-bbox="678 756 801 884">対前年度減少額（平成16年度）</th> <th data-bbox="678 671 801 756">料金徴収満了年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="801 1038 913 1126">北九州高速道路</td> <td data-bbox="801 884 913 1038">3,062億9,825万586円</td> <td data-bbox="801 756 913 884">43億1,410万5,677円</td> <td data-bbox="801 671 913 756">平成55年</td> </tr> </tbody> </table>		長期借入金残高（平成16年度末現在）	対前年度減少額（平成16年度）	料金徴収満了年	北九州高速道路	3,062億9,825万586円	43億1,410万5,677円	平成55年	利用促進を図るとともに、徹底した経費節減を行い、借入金の着実な償還に向けて、今後とも経営改善に努めます。
	長期借入金残高（平成16年度末現在）	対前年度減少額（平成16年度）	料金徴収満了年							
北九州高速道路	3,062億9,825万586円	43億1,410万5,677円	平成55年							

18 教財 第 192 号  
平成18年5月31日

福岡県監査委員 福本 義雄 殿  
同 進 谷 庸助 殿  
同 伊 藤 龍 峰 殿  
同 富 田 徳 二 殿

福岡県教育委員会教育長

監査の結果に係る措置について（通知）

平成18年3月28日付17監総第1137号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
(財) 福岡県教育文化 奨学財団	<p>平成16年度末で奨学金の返還未収が、1,122件、231,779千円余と多額であり、今後も奨学金貸付の増加に伴い、未収が増加していくことが懸念される。</p> <p>回収への取り組みの強化が必要である。</p> <p>平成16年度末現在</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸付残高 14,660件 7,972,242,390円</li> <li>・ 返還未収額 1,122件 (7.7%) 231,779,804円 (2.9%)</li> </ul>	<p>当財団においては、文書等による督促回数を増やすとともに、支払督促申立等の法的措置を強化することにより、滞納債権の回収に努めているところです。</p> <p>更に平成18年度からは、債権回収を専門とする職員の配置等により、一層の回収強化を図り、収入の確保に努めてまいります。</p>

---

**監査公表第7号**

総務部出先機関の職員研修所等7か所について実施した定期監査結果の報告（平成18年3月28日監二第915号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年8月11日

福岡県監査委員	福本義雄
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	後藤元秀

18行経第862号  
平成18年7月20日

福岡県監査委員 福本義雄 殿  
同 進谷庸助 殿  
同 伊藤龍峰 殿  
同 後藤元秀 殿

福岡県知事 麻生 渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成18年3月28日17監二第915号の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり講じた措置について通知します。

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
九州歯科大学	<p>情報処理教育設備の保守委託契約において、現在ほとんど使用していない古い機器（3点）の保守点検を契約対象としている。また、同契約において、ソフトウェアのインストール作業を行うこととされているが、実施していない。（1件）</p>	<p>調査の結果、当該機器の保守及び平成16年度のソフトウェアのインストール作業が未実施であることが確認されたため、精査の上、平成17年度契約の変更及び平成16年度の既支出分の返納を行いました。</p> <p>設備保守契約については、学内の管理体制を強化し、対象設備の使用状況等を的確に把握するとともに、契約の履行確認を設置部署と事務局双方で徹底し、適正な契約事務の履行に努めております。</p>
	<p>授業料1,378,000円及び延滞金6,768円が収入未済となっている。</p>	<p>収入未済の対象者の状況把握、文書督促、面接指導等による督促を継続しているところ。今後は法人として、引き続き大学全体で督促・徴収に取り組み、未済の解消に努めて参ります。</p>
	<p>附属病院使用料3,688,725円及び雑入（医科診療報酬）27,130円が収入未済となっている。</p>	<p>附属病院使用料の収入未済については、督促により678,130円を収納いたしました。</p> <p>今後は法人として、計画的な文書、電話、訪問等による督促を引き続き行い、未済の解消に努めて参ります。</p>
	<p>非常勤講師の報酬及び旅費（通勤費相当額）において、出勤簿に出勤印がないものや支出証拠書とは異なった日に出勤簿に押印されている。カリキュラム等で授業は予定されていたが、当該日に出勤し、授業を行った事実確認をしないまま報酬5件、旅費（通勤費相当額）14件、計19件が支払われている。</p>	<p>公立大学法人への移行後は、事務局職員立ち会いのもと、全ての非常勤講師に授業前の出勤簿押印を徹底させており、報酬等の支出手続においても、担当職員及び管理職が支出書類と出勤簿を確実に照合し適正な事務に努めております。</p> <p>なお、監査対象期間の非常勤講師の授業実施状況を調査した結果、報酬等の支出対象日における授業の実施を確認いたしました。</p>
	<p>ボイラー冷却水排水対策工事の指名競争入札において、入札参加者全員の入札書及び委任状に日付が記入されておらず、また、落札者の入札書には代理人の押印がないなど不適正な入札事務となっている。（1件）</p>	<p>公立大学法人への移行後は、法人の規程に基づく適正な入札事務を行うため関係職員への教育・研修を徹底するとともに、手続上のミス防止のため入札事務チェックリストを整備し、担当職員と管理職双方が実務に活用するなど、再発の防止に努めております。</p>

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
九州歯科大学	ボイラー冷却水排水対策工事請負契約において、契約保証金を徴収していない。(1件)	公立大学法人への移行後は、法人の規程に基づく適正な入札事務を行うため関係職員への教育・研修を徹底するとともに、手続上のミス防止のため入札事務チェックリストを整備し、担当職員と管理職双方が実務に活用するなど、再発の防止に努めております。
福岡女子大学	授業料1,975,200円及び延滞金60,082円が収入未済となっている。	収入未済の対象者の状況把握、文書や電話等による督促を継続しているところである。 。 今後は法人として、引き続き大学全体で督促・徴収に取り組み、未済の解消に努めて参ります。
福岡県立大学	授業料2,845,200円及び延滞金429,833円が収入未済となっている。	収入未済の対象者の状況把握、文書や電話等による督促を継続しており、授業料について260,400円、延滞金について78,982円を収納しました。 今後は法人として、引き続き大学全体で督促・徴収に取り組み、未済の解消に努めて参ります。

## 雑 報

### 福岡県職業能力開発審議会告示

「第8次福岡県職業能力開発計画」の策定に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第2項の規定により、「第8次福岡県職業能力開発計画」（案）に対する意見を次のとおり募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

平成18年8月11日

福岡県職業能力開発審議会会長 塩次 喜代明

#### 1 意見募集の対象となる計画（案）

第8次福岡県職業能力開発計画（案）

#### 2 計画（案）の主旨

##### 第1部 総説

1 計画のねらい

2 計画の対象期間

##### 第2部 職業能力開発を取り巻く労働環境の変化

1 雇用失業情勢の推移

2 産業構造と労働力の需要面の変化

3 労働力の供給面の変化

##### 第3部 職業能力開発計画の主要課題

##### 第4部 職業能力開発の基本的施策

1 労働市場インフラの充実

(1) 職業能力開発の充実

(2) 職業能力評価の推進

(3) キャリア形成促進助成金の活用等による支援

2 職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援

(1) 職業キャリア形成の段階に応じた支援

(ア) 若年者に対する支援

(イ) 中高年齢者に対する支援

(2) 福祉から自立に向けた職業キャリア形成の支援

(ア) 障害者への支援

(イ) 母子家庭の母及び生活保護受給者等への支援

(ウ) その他就職困難な者等への支援

(3) 就労形態の多様化に対応した能力開発支援

3 雇用失業情勢や産業動向等に応じた職業能力開発の促進

(1) 雇用失業情勢に対応した職業能力開発

(2) 産業動向等に対応した職業能力開発

4 「現場力」の強化と技能の継承・振興

(1) 「現場力」の強化に向けた能力開発

(2) 技能継承の推進

(3) 技能振興の推進

5 職業能力開発推進体制の整備

(1) 公共部門と民間部門との役割分担及び連携

(2) 国と県との役割分担及び連携

(3) 関係機関との施策の連携

(4) 国際協力

(5) 職業能力開発施策の評価

(6) 職業能力開発施策の周知・広報

3 計画（案）の閲覧場所

(1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7）

(2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8）

(3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1）

(4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1）

(5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1）

(6) 福岡県のホームページ

（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

4 意見書提出期間

県公報掲載の日から平成18年8月24日まで

## 5 意見書提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

## 6 意見書提出先

福岡県生活労働部労働局職業能力開発課

(問い合わせ 092-643-3601)

- (1) 持参・郵送 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
- (2) ファクシミリ 092-643-3605
- (3) 電子メール shokunokai@pref.fukuoka.lg.jp

## 意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見	
理由	
備考	

## 記入上の注意

- 1 意見は、できるだけ1項目1枚とし、「意見」欄に記載するとともに、「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
18・7・26	2562 増刊①	規 則	69	1	○		後ろから 3		は、次に掲げる移動とする。	は、次に掲げる移動とする。
						○	後ろから 2		ついて適用し、	ついては適用し、
18・7・28	2563	告 示	1407	2	○		表中	芳徳	芳徳	